

目次	iv～ v	第3章 災害応急対策 第1節～第4節 (略) 第5節 第1項～第6項 (略) 第7項 県防災ヘリコプター応援要請計画・・・78-1 <u>第8項 大規模停電対策</u> ・・・78-2 第6節～第11節 (略)	第3章 災害応急対策 第1節～第4節 (略) 第5節 第1項 事前措置に関する計画 (略) 第7項 県防災ヘリコプター応援要請計画・・・78 (新規) 第6節～第11節 (略)	目次の修正
1章 3節 1項	P5	第3節 前提条件 第1項 自然条件 1～2 (略) 3 気象 瑞浪市は、1年を通して、四季に恵まれた地域です。平成30年の平均気温は <u>15.6℃</u> で、6月から9月は平均気温が20℃を超える一方、 <u>1月</u> から2月は5℃を下回っています。平成30年の年間降水量は約 <u>1,600mm</u> で、 <u>例年に比し、3月から5月にかけて降水量が多くなり、9月には400mmを超える降水量がありました。</u>	第3節 前提条件 第1項 自然条件 1～2 (略) 3 気象 瑞浪市は、1年を通して、四季に恵まれた地域です。平成29年の平均気温は <u>14.5℃</u> で、6月から9月は平均気温が20℃を超える一方、 <u>12月</u> から2月は5℃を下回っています。平成29年の年間降水量は約 <u>1,700mm</u> で、 <u>夏から秋にかけての降水量が多くなっています。</u>	前提条件の修正 (自然条件)
1章 3節 2項	P6	第2項 社会条件 1 人口・世帯 瑞浪市の令和02年6月1日現在の人口は <u>37,048人(男18,073人、女18,975人)</u> 、世帯数は <u>15,378世帯</u> となっています。人口の推移を見ると、平成15年以降、総人口は微減傾向にあると同時に、65才以上の老年人口の割合が増加しており、社会の高齢化を見据えた防災計画の立案が求められています。 2 (略)	第2項 社会条件 1 人口・世帯 瑞浪市の令和元年6月1日現在の人口は <u>37,462人(男18,255人、女19,207人)</u> 、世帯数は <u>15,313世帯</u> となっています。人口の推移を見ると、平成15年以降、総人口は微減傾向にあると同時に、65才以上の老年人口の割合が増加しており、社会の高齢化を見据えた防災計画の立案が求められています。 2 (略)	前提条件の修正 (社会条件)
1章 3節 3項	P9	第3項 市域の災害特性 1 風水害 (略) 2 土砂災害 (略) ●土石流に起因する土砂災害警戒区域等 <u>455</u> 箇所(うち土砂災害特別警戒区域 <u>363</u> 箇所) ●急傾斜地の崩壊に起因する土砂災害警戒区域等 <u>260</u> 箇所(うち土砂災害特別警戒区域 <u>258</u> 箇所) ●地すべりに起因する地すべり危険箇所 19箇所、地すべり防止区域1箇所	第3項 市域の災害特性 1 風水害 (略) 2 土砂災害 (略) ●土石流に起因する土砂災害警戒区域等 <u>454</u> 箇所(うち土砂災害特別警戒区域 <u>362</u> 箇所) ●急傾斜地の崩壊に起因する土砂災害警戒区域等 <u>262</u> 箇所(うち土砂災害特別警戒区域 <u>260</u> 箇所) ●地すべりに起因する地すべり危険箇所 19箇所、地すべり防止区域1箇所	前提条件の修正 (災害特性)

1 章 4 節	P12	<p>第4節 防災機関の業務大綱</p> <table border="1" data-bbox="297 217 1113 504"> <tr> <td>県</td> <td>岐阜県、東濃県事務所、(略) 東濃家畜保健衛生所、<u>東濃農林事務所</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定公共機関</td> <td>西日本電信電話株式会社、(略)、<u>中部電力 パワーグリッド(株)(多治見営業所)</u>、(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td>東濃鉄道株式会社、<u>平和コーポレーション 株式会社</u>、LPガス等取扱い機関 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	岐阜県、東濃県事務所、(略) 東濃家畜保健衛生所、 <u>東濃農林事務所</u>	(略)	(略)	指定公共機関	西日本電信電話株式会社、(略)、 <u>中部電力 パワーグリッド(株)(多治見営業所)</u> 、(略)	指定地方公共機関	東濃鉄道株式会社、 <u>平和コーポレーション 株式会社</u> 、LPガス等取扱い機関 (略)	(略)	(略)	<p>第4節 防災機関の業務大綱</p> <table border="1" data-bbox="1144 217 1960 504"> <tr> <td>県</td> <td>岐阜県、東濃県事務所、(略) 東濃家畜保健衛生所 <u>(新規)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定公共機関</td> <td>西日本電信電話株式会社、(略)、<u>中部電力 株式会社(多治見営業所)</u>、(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td>東濃鉄道株式会社、<u>(新規)</u> LPガス等取扱い機関 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	岐阜県、東濃県事務所、(略) 東濃家畜保健衛生所 <u>(新規)</u>	(略)	(略)	指定公共機関	西日本電信電話株式会社、(略)、 <u>中部電力 株式会社(多治見営業所)</u> 、(略)	指定地方公共機関	東濃鉄道株式会社、 <u>(新規)</u> LPガス等取扱い機関 (略)	(略)	(略)	防災機関の追加、社名変更
県	岐阜県、東濃県事務所、(略) 東濃家畜保健衛生所、 <u>東濃農林事務所</u>																							
(略)	(略)																							
指定公共機関	西日本電信電話株式会社、(略)、 <u>中部電力 パワーグリッド(株)(多治見営業所)</u> 、(略)																							
指定地方公共機関	東濃鉄道株式会社、 <u>平和コーポレーション 株式会社</u> 、LPガス等取扱い機関 (略)																							
(略)	(略)																							
県	岐阜県、東濃県事務所、(略) 東濃家畜保健衛生所 <u>(新規)</u>																							
(略)	(略)																							
指定公共機関	西日本電信電話株式会社、(略)、 <u>中部電力 株式会社(多治見営業所)</u> 、(略)																							
指定地方公共機関	東濃鉄道株式会社、 <u>(新規)</u> LPガス等取扱い機関 (略)																							
(略)	(略)																							
1 章 6 節 1 項	P18 →P16 (ページ修正)	<p><u>第6節 大規模地震への対応</u> <u>第1項 東海地震対策</u> <u>1 東海地震対策の背景・趣旨</u> 昭和53年に制定・施行された『大規模地震対策特別措置法』(昭和53年法律第73号)は、地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の指定、強化地域に係る地震観測態勢の強化、警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としています。 この法律に基づいて、「東海地震」(震源=駿河湾沖、マグニチュード8程度)が発生した場合に震度6弱以上と予想される地域として、現在、8都県(東京、神奈川、山梨、長野、静岡、愛知、三重)の157市町村が「強化地域」に指定されており、岐阜県では中津川市が「強化地域」に指定されています(平成24年4月1日現在)。 瑞浪市は、東海地震が発生しても震度が6弱以上とならないと予測されていますが、強化地域と同様の事前対策を定め、全県一体となった東海地震の予防対策の推進を図ることが重要となっています。 瑞浪市地域防災計画は、上記の趣旨を踏まえ、東海地震にも対応できる計画とします。 <u>2 対策の基本的な考え方</u> 東海地震対策の基本的な考え方は、以下の通りです。 警戒宣言が発せられた場合、本市の機能を極力平常どおり確保することを基本としながら、社会的混乱の防止措置や、東海地震の被害を最小限に食い止めるための防災措置を講ずることによって、市民の生命、身体及び財産の安全を確保します。</p>	(新規)	修正要旨 主な修正内容(1)																				

<p>P18 →P17 (ページ修正)</p>	<p>第2項 南海トラフ地震対策</p> <p>1 南海トラフ地震対策の背景・趣旨</p> <p>平成14年に制定され、平成25年に一部改正された『南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法』（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）では、今後発生が予想されている南海トラフ地震について、「南海トラフ地震防災対策推進地域」を指定するとともに、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、その地域における地震防災体制の推進を図ることを目的としています。</p> <p>瑞浪市は、南海トラフ法に基づいて「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されているとともに、「南海トラフ巨大地震」が発生した場合に震度が5強～6弱になると予測されていることから、それに対応した対策を実施していくことが求められています。</p> <p>瑞浪市地域防災計画は、上記の背景・趣旨を踏まえ、南海トラフ地震に対応できる計画とし、<u>以下の事項を定めることにより、その部分を南海トラフ地震防災対策推進計画(以下「推進計画」と位置づけます。</u></p> <p>2 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</u></p> <p><u>市は、南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図ります。</u></p>	<p>2 対策の基本的な考え方</p> <p><u>南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けた瑞浪市の場合、防災業務計画において次に掲げる事項を定める必要があります。瑞浪市地域防災計画では、下記①～⑤を定めることにより、その部分を南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」と位置づけます。</u></p> <p>①<u>避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び迅速な救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令に定めるものの整備に関する事項</u></p> <p>②<u>南海トラフ地震発生時の円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u></p> <p>③<u>南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項</u></p> <p>④<u>関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力に関する事項その他、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令に定めるもの</u></p> <p>⑤<u>その他、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令に定めるもの</u></p> <p><u>また、南海トラフ法において、推進計画は、国の『南海トラフ</u></p>	<p>修正要旨 主な修正内容(2)</p>
---------------------------------	---	--	---------------------------

地震防災対策推進基本計画』（中央防災会議、平成16年3月）を基本とすることが規定されているため、推進計画の策定に当たっては、上記①～⑤に加えて、次の⑥～⑧に留意することとします。

- ⑥広域防災体制の確立
- ⑦計画的かつ早急な予防対策の推進
- ⑧南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止（新規）

3 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

(1) 防災対応の基本的な考え方

市は、南海トラフ地震に多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討します。

市民や事業者は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討します。

市民は、日頃からの地震への備えの再確認を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とします

また、事業者は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとします。

市民等	<u>日頃からの地震への再確認の例</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>・避難場所・避難経路の確認</u> <u>・家族との安否確認手段の確認</u> <u>・家具の固定の確認</u> <u>・非常持ち出し品の確認 など</u>
	<u>できるだけ安全な行動の例</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>・高いところに物を置かない</u> <u>・屋内のできるだけ安全な場所で生活</u> <u>・すぐに避難できる準備</u> <u>・危険なところにできるだけ近づかないなど</u>
事業者	<u>日頃からの地震への再確認の例</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>・安否確認手段の確認</u> <u>・什器の固定・落下防止対策の確認</u> <u>・食料や燃料等の備蓄の確認</u> <u>・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認</u> <u>・発災時の従業員の役割分担の確認 など</u>

(2) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表されます。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u>	<u>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連しているかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u>
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>想定震源内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>想定震源内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>
<u>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</u>	<u>「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u>

(3) 防災対応をとるべき期間

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時、南海トラフ沿いの想定震源区域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとります。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとります。

○防災対応の流れ

	<u>M8.0以上の地震</u>	<u>M7.0以上の地震</u>	<u>ゆっくりすべり</u>
<u>発生直後</u>	<u>○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</u>		<u>○今後の情報に注意</u>
<u>(最短) 2時間程度</u>	<u>巨大地震警戒</u> <u>○日頃からの地震への備えを再確認する等</u> <u>○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施</u>	<u>巨大地震注意</u> <u>○日頃からの地震への備えを再確認する等</u> <u>(必要に応じて避難を自主的に実施)</u>	<u>巨大地震注意</u> <u>○日頃からの地震への備えを再確認する等</u>
<u>1週間</u>	<u>巨大地震注意</u> <u>○日頃からの地震への備えを再確認する等</u> <u>(必要に応じて避難を自主的に実施)</u>	<u>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う</u>	
<u>すべりが収まったと評価されるまで</u>	<u>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う</u>		
<u>大規模地震発生まで</u>			<u>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う</u>

4 南海トラフ地震臨時情報の伝達

(1) 市民等への伝達方法

市は、南海トラフ地震臨時情報について、防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式LINE、市ホームページでお伝えするほか、緊急速報メール、テレビなど多様な手段により、正確かつ迅速に伝達します。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保します。

(2) 市民への伝達内容

市は、市民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際は、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動をあわせて示します。また、交通、ライフライン、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知します。

○具体的にとるべき行動

<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u>	<u>発表時</u>	<u>・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など</u>
	<u>1週間後</u>	<u>・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ</u> <u>・事前の避難を促す市民等に対し、事前の避難の呼びかけ</u>
	<u>2週間後</u>	<u>・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ</u>
<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>	<u>発表時</u>	<u>・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など</u>
	<u>1週間後</u>	<u>・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など</u>

(3) 問い合わせ窓口

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備します。

5 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の災害応急

対策

(1) 避難対策

① 事前の避難

● 急傾斜地における土砂災害

市は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の市民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけます。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の市民等に対しては、事前の避難を促すなど適切な措置を講じます。

市は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置付けるよう働きかけ、施設管理者は適切な処置の実施に努めるものとします。

● 耐震性の不足する住宅の倒壊

市は、耐震性の不足する住宅に居住する市民に対し、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけます。

市は、事前の避難を促す市民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知します。

その他の一般市民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知します。

② 避難先の確保、避難所の運営

市民等の避難先については、知人宅や親類宅等へ避難を促すとともに、それが難しい市民等に対しては、避難所を確保します。

市は、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応について、検討します。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置付けます。

○ 市民等への周知事項

- ・市民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本
- ・知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、避難所を確保する。
- ・避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本
- ・避難所の運営は、避難者自ら行うのが基本

6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけます。

7 防災訓練

市は、推進計画の熟知、関係機関及び市民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を実施します。

8 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

(1) 職員に対する教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。

- ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・地震に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

(2) 市民等に対する教育

- ・南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取るべき行動
- ・南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ

		<u>地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u>		
2章1節3項	P23-1	<p>第1節 災害危険地域調査等の計画 第1項～第2項 (略) 第3項 土砂災害ハザードマップ等の作成</p> <p>瑞浪市は、各地域別に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域、水害の危険性が高い地区の情報のほか、土砂災害に関する情報の伝達方法や指定緊急避難場所、避難経路などを記載した土砂災害ハザードマップや<u>水害の発生に備えた想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップ及び災害対策マニュアル等を分かりやすく作成します。作成したハザードマップ等は、市民等に配布するとともに、各家庭や地域で有効に活用することを奨励し、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域などの周知を図ります。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、<u>家屋の倒壊等が想定される区域</u>については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示します。</u></p> <p>また、市は、住民が自らの地域のリスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行うよう推進するとともに、地域ごとに、ハザードマップを利用した災害図上訓練や、避難訓練などを含めた防災訓練等を奨励、指導することにより、適切な避難や防災活動を支援します。</p>	<p>第1節 災害危険地域調査等の計画 第1項～第2項 (略) 第3項 土砂災害ハザードマップ等の作成</p> <p>瑞浪市は、各地域別に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域、水害の危険性が高い地区の情報のほか、土砂災害に関する情報の伝達方法や指定緊急避難場所、避難経路などを記載した土砂災害ハザードマップ、<u>災害対策マニュアル等を分かりやすく作成します。作成したハザードマップ等は、市民等に配布するとともに、各家庭や地域で有効に活用することを奨励し、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域などの周知を図ります。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域</u>については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示します。</p> <p>また、市は、住民が自らの地域のリスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行うよう推進するとともに、地域ごとに、ハザードマップを利用した災害図上訓練や、避難訓練などを含めた防災訓練等を奨励、指導することにより、適切な避難や防災活動を支援します。</p>	修正要旨 主な修正内容(3)
2章1節4項		<p>第4項 防災知識の普及</p> <p>市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、水や食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えなどについて、普及啓発を図ります。</p> <p><u>また、市は、地域の防災力を高めていくため、市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図ります。特に水害、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。</u></p> <p><u>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図ります。</u></p> <p><u>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度</u></p>	<p>第4項 防災知識の普及</p> <p>市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、水や食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えなどについて、普及啓発を図ります。</p> <p>(新規)</p>	修正要旨 主な修正内容(4)

		<p><u>に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受けて側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進します。</u></p> <p><u>市は、防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図ります。</u></p>		
2章2節3項・4項	P24-1	<p>第2節 治山・治水事業計画 第1項～第2項 (略) 第3項 土砂災害対策事業</p> <p>瑞浪市では、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりによる土砂災害に警戒する必要があります。そのため、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等を設置する土砂災害対策事業を県に要請して予防措置を講ずるとともに、土砂災害ハザードマップ等による危険箇所の周知や警戒避難体制の確立等、ソフト面での対策を推進します。</p> <p><u>また、市は、県及び地域住民と連携した土砂災害危険箇所等の定期点検を実施します。</u></p> <p>第4項 土砂災害警戒避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達について</p> <p>土砂災害警戒情報は、報道機関、防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、<u>市公式LINE</u>、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、広報車等で伝達します。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第2節 治山・治水事業計画 第1項～第2項 (略) 第3項 土砂災害対策事業</p> <p>瑞浪市では、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりによる土砂災害に警戒する必要があります。そのため、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等を設置する土砂災害対策事業を県に要請して予防措置を講ずるとともに、土砂災害ハザードマップ等による危険箇所の周知や警戒避難体制の確立等、ソフト面での対策を推進します。</p> <p>(新規)</p> <p>第4項 土砂災害警戒避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達について</p> <p>土砂災害警戒情報は、報道機関、防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、<u>緊急速報メール</u>（エリアメール）、市ホームページ、広報車等で伝達します。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県、地域住民と連携した土砂災害危険箇所定期点検を明記</p> <p>情報伝達手段にLINEを追加</p>
2章2節5項	P24-2	<p>第5項 ため池等補強対策</p> <p>瑞浪市は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点ため池等緊急度の高いものから順次実施します。</p> <p><u>また、市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図ります。</u></p>	<p>第5項 ため池等補強対策</p> <p>瑞浪市は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点ため池等緊急度の高いものから順次実施します。</p> <p><u>また、市は、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップを作成するなどにより、適切な情報提供を図ります。</u></p>	<p>修正要旨 主な修正内容（5）</p>
2章5節2項	P28	<p>第5節 業務継続計画 第1項 (略) 第2項 企業等による事業継続計画の策定</p> <p>市や商工団体等は、市内の企業・事業所等の防災意識の向上を図る一方で、企業等が事業継続計画(BCP)を策定し、災害発生後に中核となる事業の継続・早期再建ができるよう、その支援と環境整備</p>	<p>第5節 業務継続計画 第1項 (略) 第2項 企業等による事業継続計画の策定</p> <p>市や商工団体等は、市内の企業・事業所等の防災意識の向上を図る一方で、企業等が事業継続計画(BCP)を策定し、災害発生後に中核となる事業の継続・早期再建ができるよう、その支援と環境整備</p>	<p>修正要旨 主な修正内容（6）</p>

		<p>備に取り組みます。</p> <p>企業・事業所等は、事業継続計画の策定を通じて、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先等のサプライチェーンの確保、平常時に実施する活動や緊急時の事業継続方針・手段等を取り決めます。</p> <p><u>市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めます。</u></p>	<p>に取り組みます。</p> <p>企業・事業所等は、事業継続計画の策定を通じて、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先等のサプライチェーンの確保、平常時に実施する活動や緊急時の事業継続方針・手段等を取り決めます。</p> <p>(新規)</p>	
2章7節1項	P30	<p>第7節 火災予防計画</p> <p>第1項 消防力の整備充実 (略)</p> <p>消防水利については、年次計画に基づいて、(略) 防災水槽の整備、河川__等の自然水利の活用、__プール・ため池等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めます。</p> <p>第2項～第4項 (略)</p>	<p>第7節 火災予防計画</p> <p>第1項 消防力の整備充実 (略)</p> <p>消防水利については、年次計画に基づいて、(略) 防災水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール・ため池等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めます。</p> <p>第2項～第4項 (略)</p>	文言の整理
2章7節5項	P31～P33	<p>第5項 林野火災の予防</p> <p>1 林野火災に強い地域づくり (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 瑞浪市は、林野火災防止のため、自然保護員、林業改良指導員等を配慮し、巡視及び監視の強化を<u>図る</u>とともに火気の早期発見と早期通報にたさせます。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6項 (略)</p> <p>第7項 火災予防のための知識の普及・徹底 (略)</p> <p>林野火災については、その出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることから、山火事予防運動<u>等</u>を通じて、また、多発危険期や休日前に重点的に、林野火災に対する市民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺に居住する市民、ハイカー等の入山者等への啓発を実施します。さらに、標識板、立看板、防火水槽の設置により、防火思想の普及と消防水利の整備を進めます。</p> <p>第8項 (略)</p>	<p>第5項 林野火災の予防</p> <p>1 林野火災に強い地域づくり (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 瑞浪市は、林野火災防止のため、自然保護員、林業改良指導員等を配慮し、巡視及び監視の強化を<u>はかる</u>とともに火気の早期発見と早期通報にたさせます。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6項 (略)</p> <p>第7項 火災予防のための知識の普及・徹底 (略)</p> <p>林野火災については、その出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることから、山火事予防運動、<u>林野火災予防運動</u>等を通じて、また、多発危険期や休日前に重点的に、林野火災に対する市民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺に居住する市民、ハイカー等の入山者等への啓発を実施します。さらに、標識板、立看板、防火水槽の設置により、防火思想の普及と消防水利の整備を進めます。</p> <p>第8項 (略)</p>	文言の整理
2章8	P34-1	<p>第8節 水害予防計画</p> <p>第1項～第2項 (略)</p> <p>第3項 浸水想定区域等における避難体制の整備</p>	<p>第8節 水害予防計画</p> <p>第1項～第2項 (略)</p> <p>第3項 浸水想定区域等における避難体制の整備</p>	

	<p><u>などの作成の促進に努めます。</u></p> <p>第2項 避難場所等の整備</p> <p>瑞浪市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地、又は構造上安全である都市公園、河川敷、公民館、学校等の公共的施設等を対象とし、その管理者の同意を得た上で、緊急避難場所・避難所としてあらかじめ指定します。また、災害の想定等により、必要と認められる場合は、近隣自治体の指定緊急避難場所に避難できるよう、日頃から近隣自治体と連携を<u>図るほか、指定避難所が使用不能となった場合や、感染症拡大防止の観点による避難所不足に備え、民間施設等で受入れ可能な施設について、災害時応援協定を締結し、災害時における一時的な避難場所として確保します。</u></p> <p>避難所に指定された建物については、避難が長期化する場合も想定し、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備や資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ備蓄場所の確保を進めます。</p> <p>第3項 避難場所等の広報</p> <p>指定緊急避難場所については、災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。また、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害では当該施設に避難することが不適当となることについても周知します。</p> <p>なお、指定緊急避難場所に誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、標識の見方に関する周知に努めます。</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動に危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の緊急的な安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。</p> <p><u>また、住民が事前に行う対策として、日頃より自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難を検討することや、親戚や友人の家、自宅における垂直避難等の「避難所以外への避難」を検討することも周知します。</u></p>	<p>第2項 避難場所等の整備</p> <p>瑞浪市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地、又は構造上安全である都市公園、河川敷、公民館、学校等の公共的施設等を対象とし、その管理者の同意を得た上で、緊急避難場所・避難所としてあらかじめ指定します。また、災害の想定等により、必要と認められる場合は、近隣自治体の指定緊急避難場所に避難できるよう、日頃から近隣自治体と連携を<u>図ります。</u></p> <hr/> <p>避難所に指定された建物については、避難が長期化する場合も想定し、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備や資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ備蓄場所の確保を進めます。</p> <p>第3項 避難場所等の広報</p> <p>指定緊急避難場所については、災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。また、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害では当該施設に避難することが不適当となることについても周知します。</p> <p>なお、指定緊急避難場所に誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、標識の見方に関する周知に努めます。</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動に危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の緊急的な安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。</p> <p>(新規)</p>	<p>修正要旨 主な修正 内容(8)</p>
--	---	---	--

2章15節4項	P46-2	<p>第4項 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>瑞浪市は、自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定します。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討します。また、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するとともに、避難所の運営管理のために必要な知識等について、市民への普及に努めます。</p> <p>市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努めます。</p> <p>第5項 (略)</p>	<p>第4項 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>瑞浪市は、自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定します。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者_____等が発生することも想定した対策を検討します。また、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するとともに、避難所の運営管理のために必要な知識等について、市民への普及に努めます。</p> <p>市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努めます。</p> <p>第5項 (略)</p>	修正要旨 主な修正内容(8)
2章18節3項	P49-1	<p>第18節 ライフライン・生活支援対策</p> <p>第1項～第2項 (略)</p> <p>第3項 食料、飲料水、生活必需品の備蓄</p> <p>瑞浪市は、物資の調達・輸送が平時のように実施できないという認識に立って、防災備蓄計画の策定を進め、災害が発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、生活必需品の確保・供給に努めます。また、自助・共助の考え方のもと、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、原則として地域完結型の備蓄を心がけるよう努めます。<u>また、ライフラインが断絶された場合においても、水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を行います。</u></p> <p>さらに、他市町村との相互応援協定や、防災関係機関及び流通在庫等の保有業者と協力体制を整備することにより、円滑な食料・物品等の確保を図ります。</p> <p>第4項～第5項 (略)</p>	<p>第18節 ライフライン・生活支援対策</p> <p>第1項～第2項 (略)</p> <p>第3項 食料、飲料水、生活必需品の備蓄</p> <p>瑞浪市は、物資の調達・輸送が平時のように実施できないという認識に立って、防災備蓄計画の策定を進め、災害が発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、生活必需品の確保・供給に努めます。また、自助・共助の考え方のもと、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、原則として地域完結型の備蓄を心がけるよう努めます。<u>(新規)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>さらに、他市町村との相互応援協定や、防災関係機関及び流通在庫等の保有業者と協力体制を整備することにより、円滑な食料・物品等の確保を図ります。</p> <p>第4項～第5項 (略)</p>	県防災計画修正に対応
2章18節3項	P51-1	<p>第20節 要配慮者の安全確保対策</p> <p>【実施担当部署】危機管理室 社会福祉課 高齢福祉課 (削除)</p> <p>第1項～第8項 (略)</p>	<p>第20節 要配慮者の安全確保対策</p> <p>【実施担当部署】危機管理室 社会福祉課 高齢福祉課 <u>地域包括支援センター</u></p> <p>第1項～第8項 (略)</p>	組織の変更による修正

2 章 21 節 4 項	P53-1	<p>第2 1 節 ボランティア活動の推進 第1 項～第3 項 (略) 第4 項 ボランティア意識の啓発</p> <p>瑞浪市は、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部、瑞浪災害救援ボランティア、<u>NPO・ボランティア等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等</u>）の活動支援や、これらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努め、市民のボランティア意識の啓発及び、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。</p> <p><u>また、市は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進します。</u></p> <p>第5 項 廃棄物等に係る連絡体制の構築</p> <p><u>市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築します。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めます。</u></p>	<p>第2 1 節 ボランティア活動の推進 第1 項～第3 項 (略) 第4 項 ボランティア意識の啓発</p> <p>瑞浪市は、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部、瑞浪災害救援ボランティア、<u>各種ボランティア団体、NPO等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>ボランティア団体、NPO等</u>）の活動支援や、これらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努め、市民のボランティア意識の啓発及び、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	修正要旨 主な修正 内容 (9)
2 章 2 4 節	P54-3	<p>第2 4 節 <u>大規模停電対策</u> <u>【実施担当部署 危機管理室 土木課】</u></p> <p>第1 項 方針</p> <p><u>市は、大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行います。</u></p> <p>第2 項 連携の強化</p> <p><u>市は、防災関係機関と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、会議等を開催し連携の強化を図ります。</u></p> <p>第3 項 事前防止策</p> <p><u>市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施します。</u></p> <p>第4 項 代替電源の確保</p> <p><u>市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において、非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築しま</u></p>	<p>(新規)</p>	修正要旨 主な修正 内容 (10)

		<p><u>す。</u> <u>また、市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図ります。</u> 第25節 「災害から命を守る岐阜県民運動」への参画 <u>県は、市町村、防災関係機関、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」を推進する組織を設置します。</u> <u>市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開します。</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>修正要旨 主な修正内容 (11)</p>
<p>3章 1節 1項</p>	<p>P55</p>	<p>第3章 災害応急対策 第1節 本部活動体制 第1項 災害対策本部運用計画 1 風水害時の体制と災害対策本部の設置基準 表中 準備体制の項、基準の欄 ①～② (略) <u>③南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合</u> 準備体制の項、体制をとる部（班）の欄 <u>風水害時 ①建設部②消防部③必要に応じて危機管理室</u> <u>地震時 ①危機管理室（コミュニティー班含む）②建設部</u> <u>③経済部 ④消防部 ⑤必要に応じて各施設管理者</u> 第1警戒体制の項、体制をとる部（班）の欄 ①危機管理室②建設部③経済部④民生部⑤教育委員会⑥消防部 <u>⑦必要に応じて各施設管理者</u> 第1警戒体制の項、主な活動内容の欄 ① 【<u>危機管理室</u>】（略） ② 【<u>建設部</u>】（略） ③ 【<u>経済部</u>】（略） 第1警戒体制の項、災害対策本部の欄 ① (略) ② 勤務時間以外にこれらの警報が発令されたときは、担当職員は速やかに本体制を確保し、危機管理室長、<u>必要に応じて</u>総務部長、民生部長、建設部長へ連絡する。 第2警戒体制の項、基準の欄</p>	<p>第3章 災害応急対策 第1節 本部活動体制 第2項 災害対策本部運用計画 1 風水害時の体制と災害対策本部の設置基準 表中 準備体制の項、基準の欄 ①～② (略) <u>③南海トラフに関連する臨時情報（1号）が発表された場合</u> 準備体制の項、体制をとる部（班）の欄 <u>①危機管理室②建設部③消防部④必要に応じて各施設管理者（地震の場合は、各施設管理者）</u> 第1警戒体制の項、体制をとる部（班）の欄 ①危機管理室②<u>総務部</u>③建設部④経済部⑤民生部⑥教育委員会 <u>⑦消防部⑧必要に応じて各施設管理者</u> 第1警戒体制の項、主な活動内容の欄 ① 【<u>危機管理室</u>】（略） ② 【<u>総務部</u>】（略） ③ 【<u>建設部</u>】（略） ④ 【<u>経済部</u>】（略） 第1警戒体制の項、災害対策本部の欄 ① (略) ② 勤務時間以外にこれらの警報が発令されたときは、担当職員は速やかに本体制を確保し、危機管理室長、<u>総務</u>部長、民生部長、建設部長へ連絡する。 第2警戒体制の項、基準の欄</p>	<p>修正要旨 主な修正内容 (12)</p>

	<p>①～② (略)</p> <p><u>③南海トラフ地震臨場情報(巨大地震注意)が発表された場合</u></p> <p>④近隣で原災法第10条に該当しない事故が発生した場合</p> <p>⑤原子力事業所において警戒事象が発生し、本市に影響のおそれがある場合</p> <p>⑥市長がこの体制を命じた場合</p> <p>第2警戒体制の項、体制をとる部(班)の欄</p> <p>①～② (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>③【民生部】社会福祉班、子育て支援班、高齢福祉班、健康づくり班</u></p> <p><u>④【経済部】農林班、清掃班</u></p> <p><u>⑤【建設部】全班</u></p> <p><u>⑥【教育委員会】教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ文化班</u></p> <p><u>⑦【消防部】全班</u></p> <p><u>⑧必要に応じて各施設管理者</u></p> <p><u>⑨市長が指示する班</u></p> <p>第2警戒体制の項、主な活動内容の欄</p> <p>① (略)</p> <p>(削除)</p> <p>② <u>【民生部】</u> (社会福祉班) (略) <u>(子育て支援班) 児童福祉施設の状況調査、避難所の開設準備</u> <u>(高齢福祉班) 高齢者施設等の状況調査、避難所の開設準備</u> <u>(健康づくり班) 医療衛生施設の状況調査</u></p> <p>③ <u>【経済部】</u> (農林班) (略) <u>(清掃班) 可燃物焼却施設及び不燃物最終処分場の点検</u></p> <p>④ <u>【建設部】 (略)</u></p> <p>⑤ <u>【教育委員会】 (教育総務班) (略) (学校教育班) (略)</u> <u>(社会教育班) 文化施設の被害調査</u> <u>(スポーツ文化班) 文化施設の被害調査</u></p> <p>第1非常体制の項、基準の欄</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</u></p>	<p>①～② (略)</p> <p><u>③南海トラフに関連する臨時情報(2号～)が発表された場合</u></p> <p>④近隣で原災法第10条に該当しない事故が発生した場合</p> <p>⑤原子力事業所において警戒事象が発生し、本市に影響のおそれがある場合</p> <p>⑥市長がこの体制を命じた場合</p> <p>第2警戒体制の項、体制をとる部(班)の欄</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③【総務部】秘書班</u></p> <p><u>④【民生部】社会福祉班、高齢福祉班、地域包括支援班</u></p> <p><u>⑤【経済部】農林班</u></p> <p><u>⑥【建設部】全班</u></p> <p><u>⑦【教育委員会】教育総務班、学校教育班</u></p> <p><u>⑧【消防部】全班</u></p> <p><u>⑨必要に応じて各施設管理者</u></p> <p><u>⑩市長が指示する班</u></p> <p>第2警戒体制の項、主な活動内容の欄</p> <p>① (略)</p> <p><u>②【総務部】(秘書班) 危機管理室の対応支援</u></p> <p><u>③【民生部】</u> (社会福祉班) (略) (新規) <u>(高齢福祉班、地域包括支援班) 高齢者施設等の状況調査、避難所の開設準備</u> (新規)</p> <p><u>④【経済部】</u> (農林班) (略) (新規)</p> <p><u>⑤【建設部】 (略)</u></p> <p><u>⑥【教育委員会】 (教育総務班) (略) (学校教育班) (略)</u> (新規) (新規)</p> <p>第1非常体制の項、基準の欄</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	
--	---	---	--

		<p>⑥ 近隣で原災法第10条に該当する（略）</p> <p>⑦ 原子力事業所において特定事象が発生し（略）</p> <p>⑧ 市内で航空機事故、高速道路多重事故（略）</p> <p>⑨ 市長がこの体制を命じた場合</p> <p>第1 非常体制の項、体制をとる部（班）の欄</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ <u>【総務部】秘書班、税務班、市民班</u></p> <p>④ <u>【民生部】社会福祉班、子育て支援班、高齢福祉班、保険年金班、健康づくり班</u></p> <p>⑤ <u>【経済部】農林班、清掃班</u></p> <p>⑥ 【建設部】全班</p> <p>⑦ 【教育委員会】（略）</p> <p>⑧ 【消防部】全班</p> <p>⑨ 市長が指示する班</p> <p>第1 非常体制の項、主な活動内容の欄</p> <p>①（略）</p> <p>② <u>【総務部】（秘書班・<u>税務班</u>・<u>市民班</u>）</u> 危機管理室の対応支援</p> <p>③ <u>【民生部】（社会福祉班）（略）</u> <u>（子育て支援班）児童福祉施設の状況調査、避難所の開設及び収容</u> <u>（高齢福祉班 _____）（略）</u> <u>（保険年金班）（略）</u> <u>（健康づくり班）（略）</u></p> <p>④ <u>【経済部】（農林班）（略）</u> <u>（清掃班）可燃物焼却施設及び不燃物最終処分場の点検</u></p> <p>⑤ ~⑥（略）</p>	<p>⑤ 近隣で原災法第10条に該当する（略）</p> <p>⑥ 原子力事業所において特定事象が発生し（略）</p> <p>⑦ 市内で航空機事故、高速道路多重事故（略）</p> <p>⑧ 市長がこの体制を命じた場合</p> <p>第1 非常体制の項、体制をとる部（班）の欄</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ <u>【総務部】秘書班</u></p> <p>④ <u>【民生部】社会福祉班、高齢福祉班、地域包括支援班、保険年金班、健康づくり班</u></p> <p>⑤ <u>【経済部】農林班</u></p> <p>⑥ 【建設部】全班</p> <p>⑦ 【教育委員会】（略）</p> <p>⑧ 【消防部】全班</p> <p>⑨ 市長が指示する班</p> <p>第1 非常体制の項、主な活動内容の欄</p> <p>①（略）</p> <p>② <u>【総務部】（秘書班_____）</u> 危機管理室の対応支援</p> <p>③ <u>【民生部】（社会福祉班）（略）</u> <u>（新規）</u> <u>（高齢福祉班・<u>地域包括支援班</u>）（略）</u> <u>（保険年金班）（略）</u> <u>（健康づくり班）（略）</u></p> <p>④ <u>【経済部】（農林班）（略）</u> <u>（新規）</u></p> <p>⑤~⑥（略）</p>	
3章4節1項	P68	<p>第4節 災害情報計画</p> <p>第1項 気象警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>1 気象警報等の把握・伝達（略）</p> <p>2 地震情報の受理・伝達</p> <p>危機管理室は、岐阜地方気象台から県経由で伝達される地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報を受理した場合、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて、避難の勧告、指示等の措置を行います。</p> <p>また、市は、気象庁発表の緊急の地震速報を受信した場合、防</p>	<p>第4節 災害情報計画</p> <p>第1項 気象警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>1 気象警報等の把握・伝達（略）</p> <p>2 地震情報の受理・伝達</p> <p>危機管理室は、岐阜地方気象台から県経由で伝達される地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報を受理した場合、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて、避難の勧告、指示等の措置を行います。</p> <p>また、市は、気象庁発表の緊急の地震速報を受信した場合、防</p>	「南海トラフ地震に関する情」の運用開始による修正

		<p>災行政無線等により市民等への提供に努めます。</p> <p>さらに、市は、<u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、</u></p> <hr/> <p>市民等に対する緊急広報を実施し、広報車、防災行政無線、防災ラジオ、<u>防災・防犯「絆」メール、市公式LINE</u>等のあらゆる手段を利用して<u>南海トラフ地震臨時情報</u>の内容・意味、市民のとりべき行動等を伝達します。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>災行政無線等により市民等への提供に努めます。</p> <p>さらに、市は、<u>東海地震の地震予知情報等(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表、警戒宣言)が発せられた場合、</u>市民等に対する緊急広報を実施し、広報車、防災行政無線、防災ラジオ、<u>地震予知情報</u>等のあらゆる手段を利用して<u>地震予知情報</u>の内容・意味、市民のとりべき行動等を伝達します。</p> <p>3～4 (略)</p>	
3章4節3項	P72	<p>第3項 災害広報計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報等の広報方法</p> <p>被害状況や市本部による応急対策の実施状況等の災害情報の広報は、口頭、文書、電話、市の防災行政無線、防災ラジオ、<u>防災・防犯「絆」メール、市公式LINE、Lアラート</u>、広報車、広報紙(「広報みずなみ」)、ホームページ、掲示板、チラシ等の広報手段の中から、市民、り災者、避難者(広域避難者を含む)、各防災機関、報道機関等の広報対象者ごとに適切な手段を選択するとともに、あらゆる伝達手段の複合的な活用も考慮して実施します。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第3項 災害広報計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報等の広報方法</p> <p>被害状況や市本部による応急対策の実施状況等の災害情報の広報は、口頭、文書、電話、市の防災行政無線、防災ラジオ、<u>絆メール、</u>Lアラート、広報車、広報紙(「広報みずなみ」)、ホームページ、掲示板、チラシ等の広報手段の中から、市民、り災者、避難者(広域避難者を含む)、各防災機関、報道機関等の広報対象者ごとに適切な手段を選択するとともに、あらゆる伝達手段の複合的な活用も考慮して実施します。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>広報手段にLINEを追加</p>
3章5節4項	P77	<p>第4項 地震災害対策</p> <p>【実施担当部署】 土木課 <u>農林課</u></p> <p>1 河川、<u>ため池</u>及び土砂災害危険個所の点検</p> <p>地震発生後、直ちに情報収集に努め、必要に応じて災害発生の危険の有無を調査します。危険箇所を発見した場合には、速やかに適切な応急対策に努めるとともに、必要に応じて市民への警戒避難体制の指示を行います。</p>	<p>第4項 地震災害対策</p> <p>【実施担当部署】 土木課_____</p> <p>1 河川_____及び土砂災害危険個所の点検</p> <p>地震発生後、直ちに情報収集に努め、必要に応じて災害発生の危険の有無を調査します。危険箇所を発見した場合には、速やかに適切な応急対策に努めるとともに、必要に応じて市民への警戒避難体制の指示を行います。</p>	<p>災害発生の危険の調査にため池を追加</p>
3章5節8項	P78-2	<p><u>第8項 大規模停電対策</u></p> <p><u>【実施担当部署】 危機管理室</u></p> <p>1 <u>方針</u></p> <p><u>大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施します。</u></p> <p>2 <u>広報</u></p> <p><u>市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供します。</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>修正要旨 主な修正内容(10)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>停電及び停電に伴う災害の状況</u> ・ <u>関係機関の災害応急対策に関する情報</u> ・ <u>停電の復旧の見通し</u> ・ <u>避難の必要性等、地域に与える影響</u> ・ <u>携帯電話等の充電可能な施設等の情報</u> ・ <u>その他必要な事項</u> <p><u>3 応急対策</u> <u>市及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施します。</u> <u>また、復旧計画等の情報共有を図ります。</u></p> <p><u>4 電力供給</u> <u>電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行います。</u></p> <p><u>5 通信機器等の充電</u> <u>市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の供給や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めます。</u></p>		
--	---	--	--

3章
6節
2項

P81

第2項 避難計画

1～4 (略)

5 避難の周知徹底

避難の指示及び勧告の通知を受けた危機管理室は、市防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式LINE、緊急速報メール（エリアメール）、広報車、電話、ラジオ・テレビ放送、口頭等、適切な方法を適宜組み合わせて用い、可能な限り短時間のうちに、避難対象地域の市民、その他関係機関に避難の指示及び勧告の周知徹底を図ります。

(略)

6 避難の誘導

避難誘導者は、避難指示者から通知を受けた場合や本部長から命ぜられた場合には、直ちに避難者の誘導にあたります。避難誘導にあたっては、避難場所、避難経路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報などの情報提供に努め、特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、(略) 住民等に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努めます。その際、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にすることや、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。避難の指示及び勧告を受けた市民等(自主防災組織、民生委員・児童委員、主任児童委員等)は、当該地域の要配慮者の避難誘導に地域ぐるみで協力支援します。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取べき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となってお	避難勧告 避難指示（緊急）

第3項 避難計画

1～4 (略)

5 避難の周知徹底

避難の指示及び勧告の通知を受けた危機管理室は、市防災行政無線、防災ラジオ、絆メール、緊急速報メール（エリアメール）、広報車、電話、ラジオ・テレビ放送、口頭等、適切な方法を適宜組み合わせて用い、可能な限り短時間のうちに、避難対象地域の市民、その他関係機関に避難の指示及び勧告の周知徹底を図ります。

(略)

6 避難の誘導

避難誘導者は、避難指示者から通知を受けた場合や本部長から命ぜられた場合には、直ちに避難者の誘導にあたります。避難誘導にあたっては、避難場所、避難経路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報などの情報提供に努め、特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、(略) 住民等に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努めます。

避難の指示及び勧告を受けた市民等(自主防災組織、民生委員・児童委員、主任児童委員等)は、当該地域の要配慮者の避難誘導に地域ぐるみで協力支援します。
(新規)

伝達手段にLINEを追加

修正要旨
主な修正
内容 (13)

			<table border="1"><tr><td></td><td><u>り、緊急に避難する。</u></td><td></td></tr><tr><td><u>警戒レベル3</u></td><td><u>高齢者等は立退き避難する。その他の者は、立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u></td><td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td></tr><tr><td><u>警戒レベル2</u></td><td><u>避難に備え自らの避難行動を確認する。</u></td><td><u>洪水注意報・大雨注意報</u></td></tr><tr><td><u>警戒レベル1</u></td><td><u>災害への心構えを高める。</u></td><td><u>早期注意情報</u></td></tr></table>		<u>り、緊急に避難する。</u>		<u>警戒レベル3</u>	<u>高齢者等は立退き避難する。その他の者は、立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>警戒レベル2</u>	<u>避難に備え自らの避難行動を確認する。</u>	<u>洪水注意報・大雨注意報</u>	<u>警戒レベル1</u>	<u>災害への心構えを高める。</u>	<u>早期注意情報</u>	
	<u>り、緊急に避難する。</u>															
<u>警戒レベル3</u>	<u>高齢者等は立退き避難する。その他の者は、立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>														
<u>警戒レベル2</u>	<u>避難に備え自らの避難行動を確認する。</u>	<u>洪水注意報・大雨注意報</u>														
<u>警戒レベル1</u>	<u>災害への心構えを高める。</u>	<u>早期注意情報</u>														
3章 6節 2項	P82	<p>7～8 (略)</p> <p>9 避難所の指定</p> <p>市本部は、避難指示者等と協議し、災害の規模・発生状況等に 応じて、あらかじめ指定しておいた避難所（以下「指定避難所」 という。）の中から避難に適した場所を指定します。<u>指定の際は、</u> <u>あらかじめ施設の安全性を確認します。</u>ただし、ライフラインの 回復に時間がかかる、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる 場合は、原則として指定しないものとします。また、いずれの指 定避難所も適当でないときは、地域の避難所（地域の区長等と協 議し、クラブ、集会所等を指定）や縁故者宅等に避難させます（こ の場合も併せて避難者と報告）。<u>さらに、指定避難所だけでは、</u> <u>施設が量的に不足する場合は、感染症拡大防止の観点から避難所</u> <u>の収容人数を考慮して、民間避難所の開設を要請するなど、多様</u> <u>な避難所の確保に努めます。</u></p> <p>なお、勧告・指示によらず、避難する場合は、直ちにその旨を</p>	<p>7～8 (略)</p> <p>9 避難所の指定</p> <p>市本部は、避難指示者等と協議し、災害の規模・発生状況等に 応じて、あらかじめ指定しておいた避難所（以下「指定避難所」 という。）の中から避難に適した場所を指定します。 _____ _____ _____ ただし、ライフラインの 回復に時間がかかる、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる 場合は、原則として指定しないものとします。また、いずれの指 定避難所も適当でないときは、地域の避難所（地域の区長等と協 議し、クラブ、集会所等を指定）や縁故者宅等に避難させます（こ の場合も併せて避難者と報告）。 _____ _____ _____</p> <p>なお、勧告・指示によらず、避難する場合は、直ちにその旨を</p>	修正要旨 主な修正 内容（9）												

		<p>市本部に連絡し、その後の処理について社会福祉班の指示に従います。</p> <p>指定避難所が野外で、避難者を収容保護することが困難な場合は、集团的に収容保護できるテント等適当な施設へ移送して保護します。</p> <p>10～13 (略)</p>	<p>市本部に連絡し、その後の処理について社会福祉班の指示に従います。</p> <p>指定避難所が野外で、避難者を収容保護することが困難な場合は、集团的に収容保護できるテント等適当な施設へ移送して保護します。</p> <p>10～13 (略)</p>	
3章6節8項	P90	<p>第8項 医療・助産計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>重症</u>者の移送・収容</p> <p>医療を要するものの状態が<u>重症</u>で医療施設(病院等)に収容する必要がある場合、医療班、医療機関又は発見者は、消防署班に通知し、健康づくり班と協議の上で救助に適当な医療施設に移送・収容します。</p> <p><u>重症</u>者等の後方医療機関への搬送は、消防署班が健康づくり班と協議の上で実施します。患者の移送にあたり自動車等の輸送手段が必要となった場合、消防署班は、直ちに危機管理室に車両等の確保を要請します。早急に医療を施す必要があり、空中輸送を必要とする場合、消防署班は、県本部へリ統制チームに県防災ヘリコプター・県ドクターヘリコプターの出動を要請します(又は、危機管理室の協力を得て、県本部へリ統制チームに自衛隊ヘリコプターの出動を要請します)。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>第8項 医療・助産計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>重傷病</u>者の移送・収容</p> <p>医療を要するものの状態が<u>重傷病</u>で医療施設(病院等)に収容する必要がある場合、医療班、医療機関又は発見者は、消防署班に通知し、健康づくり班と協議の上で救助に適当な医療施設に移送・収容します。</p> <p><u>重傷</u>者等の後方医療機関への搬送は、消防署班が健康づくり班と協議の上で実施します。患者の移送にあたり自動車等の輸送手段が必要となった場合、消防署班は、直ちに危機管理室に車両等の確保を要請します。早急に医療を施す必要があり、空中輸送を必要とする場合、消防署班は、県本部へリ統制チームに県防災ヘリコプター・県ドクターヘリコプターの出動を要請します(又は、危機管理室の協力を得て、県本部へリ統制チームに自衛隊ヘリコプターの出動を要請します)。</p> <p>3～7 (略)</p>	文言の整理
3章6節9項	P93	<p>第9項 り災者救出計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救出の方法</p> <p>市本部による救出は、社会福祉班と消防署班が協議して方針・対策を決定します。<u>救出作業は、消防部を通じて消防団長に消防団の出動を要請し、</u>消防団長又はその代理者の指揮のもと消防団員を動員して実施します。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第9項 り災者救出計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救出の方法</p> <p>市本部による救出は、社会福祉班と消防署班が協議して方針・対策を決定します。<u>直接の</u>救出作業は、<u>消防団長又はその代理者の指揮のもと消防団員を動員して実施します。</u></p> <p>3～4 (略)</p>	文言の整理
3章6節18項	P100	<p>第18項 その他のり災者の保護計画</p> <p>【実施担当部署】社会福祉課 高齢福祉課 <u>(削除)</u> 保険年金課 健康づくり課 <u>子育て支援課</u></p>	<p>第18項 その他のり災者の保護計画</p> <p>【実施担当部署】社会福祉課 高齢福祉課 <u>地域包括支援センター</u> 保険年金課 健康づくり課 <u>(新規)</u></p>	組織の変更による修正修正

3章 10節	P111	第10節 社会福祉施設の対策 【実施担当部署】社会福祉課 高齢福祉課 <u>子育て支援課</u>	第10節 社会福祉施設の対策 【実施担当部署】社会福祉課 高齢福祉課 (新規)	組織の変更による修正
-----------	------	---	---	------------

《令和2年度》 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【資料集】

修正箇所	修正案	現計画	備考
災害対応の組織・事務分掌	P2 災害警戒体制・災害対策本部 本部長・参集職員・参集基準一覧表 職員の項、準備体制の欄 <u>風水害時 建設部 消防部 必要に応じて危機管理室</u> <u>地震時 危機管理室(コミュニティー班含む) 建設部</u> <u>経済部 消防部 必要に応じて各施設管理者</u> 職員の項、第1警戒体制の欄 (削除) 職員の項、第2警戒体制の欄 (略) <u>コミュニティー班</u> (削除) 社会福祉班、 <u>子育て支援班</u> 高齢福祉班、(削除) <u>健康づくり班</u> 教育総務班、学校教育班 <u>社会教育班、スポーツ文化班</u> 農林班、 <u>清掃班</u> 建設部全班 (略) 職員の項、第1非常体制の欄 (略) 秘書班 <u>税務班 市民班</u> 社会福祉班、 <u>子育て支援班</u> 高齢福祉班 (削除) 保険年金班 (略) 農林班、 <u>清掃班</u> 建設部全班 (略) 参集基準の項・地震、準備体制の欄 ・市内で震度3の地震を観測した場合 ・ <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合</u>	災害警戒体制・災害対策本部 本部長・参集職員・参集基準一覧表 職員の項、準備体制の欄 <u>危機管理室 建設部 消防部 必要に応じて各施設管理者</u> <u>(地震の場合は各施設管理者)</u> 職員の項、第1警戒体制の欄 <u>総務部</u> 職員の項、第2警戒体制の欄 (略) <u>コミュニティー班</u> <u>秘書班</u> 社会福祉班、 <u>(新規)</u> 高齢福祉班、 <u>地域包括支援班、(新規)</u> 教育総務班、学校教育班 <u>(新規) (新規)</u> 農林班 <u>(新規)</u> 建設部全班 (略) 職員の項、第1非常体制の欄 (略) 秘書班 <u>(新規) (新規)</u> 社会福祉班 <u>(新規)</u> 高齢福祉班 <u>地域包括支援班</u> 保険年金班 (略) 農林班 <u>(新規)</u> 建設部全班 (略) 参集基準の項・地震、準備体制の欄 ・市内で震度3の地震を観測した場合 ・ <u>南海トラフに関連する臨時情報(1号)が発表された場合</u>	修正要旨 主な修正 内容(12)

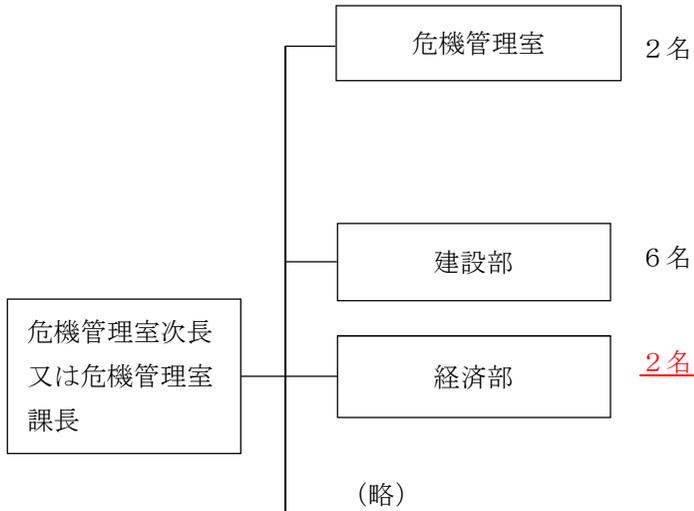
		参集基準の項・地震、第2警戒体制の欄 ・市内で震度4または5弱の地震を観測したとき <u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</u> 参集基準の項・地震、第1非常体制の欄 <u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u>	参集基準の項・地震、第2警戒体制の欄 ・市内で震度4または5弱の地震を観測したとき <u>・南海トラフに関連する臨時情報（2号～）が発表された場合</u> 参集基準の項・地震、第1非常体制の欄 （新規）	
災害対応の組織・事務分掌	P3	2. 組織図 (1) 準備体制の組織図 <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;"><u>風水害時</u></div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">建設部</div> <div style="margin-right: 10px;">1名</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; margin-left: 10px;">消防部</div> </div> <p><u>・危機管理室次長が次月峠の連続雨量の状況等により必要と判断した場合は、危機管理室（1名）に参集を指示する。</u></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"><u>地震時</u></div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">危機管理室</div> <div style="margin-right: 10px;">1名</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; margin-left: 10px;">コミュニティー班</div> <div style="margin-right: 10px;">4名</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; margin-left: 10px;">経済部</div> <div style="margin-right: 10px;">1名</div>		

建設部

1名

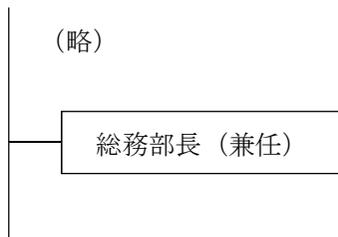
消防部

(2) 第1警戒体制の組織図

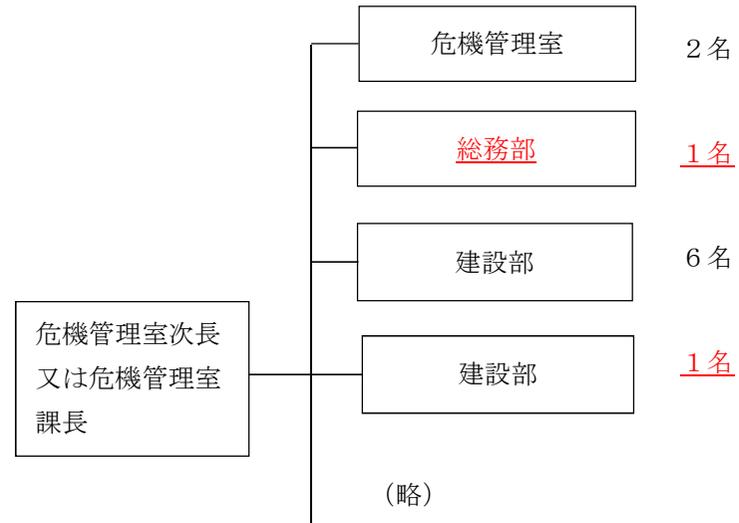


- ・当番表による担当職員は、勤務時間以外に大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表されたときは、速やかに本体制を確保し、危機管理室長（まちづくり推進部長）、必要に応じて総務部長、民生部長、建設部長へ連絡する。
- ・（略）

(3) 第2警戒体制の組織図

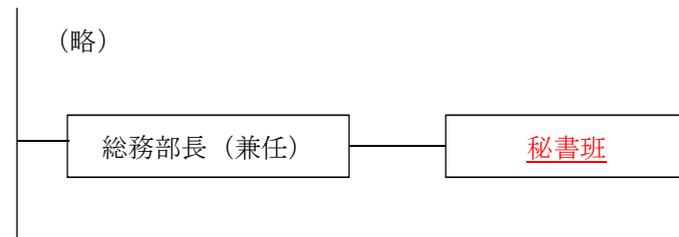


(2) 第1警戒体制の組織図



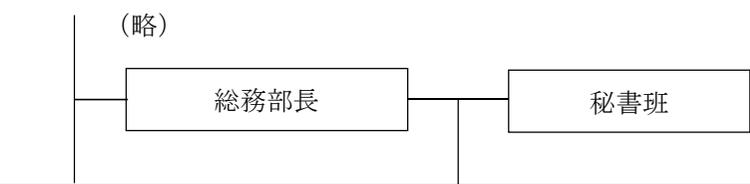
- ・当番表による担当職員は、勤務時間以外に大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表されたときは、速やかに本体制を確保し、危機管理室長（まちづくり推進部長）、 総務部長、民生部長、建設部長へ連絡する。
- ・（略）

(3) 第2警戒体制の組織図

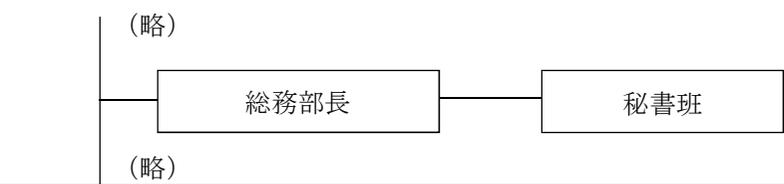


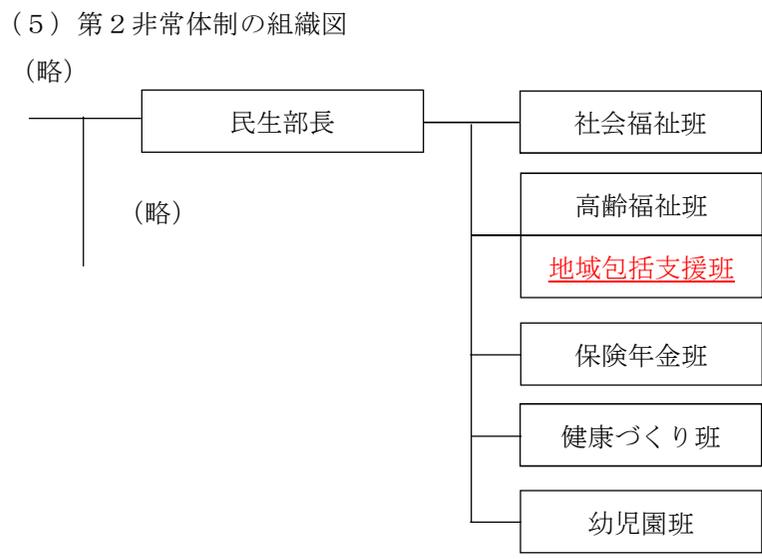
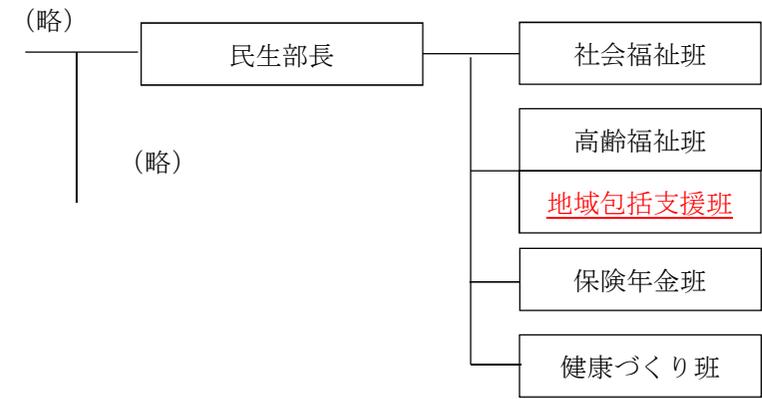
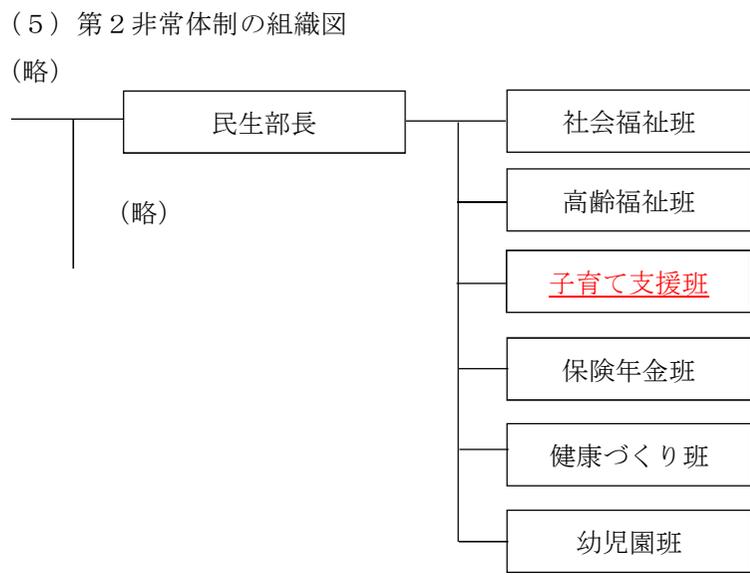
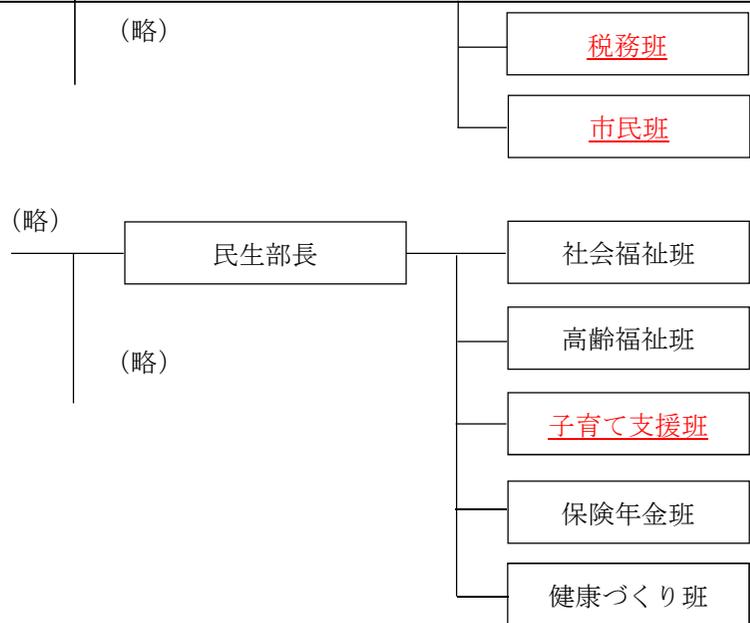


(4) 第1非常体制の組織図



(4) 第1非常体制の組織図





災害 対応 の 組織 ・ 事務 分掌	P16	4. 防災機関の事務又は業務の大綱 (1)～(2) (略) (3) 県	4. 防災機関の事務又は業務の大綱 (1)～(2) (略) (3) 県															
	P17	<table border="1"> <tr> <th>機関名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東濃保健所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東濃農林事務所</u></td> <td> <u>1 農地、農業用施設の被害情報の収集、集約に関すること</u> <u>2 治山の全般に関すること</u> <u>3 その他農林業に係る災害対策に関すること</u> </td> </tr> </table>	機関名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東濃保健所	(略)	<u>東濃農林事務所</u>	<u>1 農地、農業用施設の被害情報の収集、集約に関すること</u> <u>2 治山の全般に関すること</u> <u>3 その他農林業に係る災害対策に関すること</u>	<table border="1"> <tr> <th>機関名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東濃保健所</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東濃保健所	(略)	
	機関名称	事務又は業務の大綱																
	(略)	(略)																
	東濃保健所	(略)																
	<u>東濃農林事務所</u>	<u>1 農地、農業用施設の被害情報の収集、集約に関すること</u> <u>2 治山の全般に関すること</u> <u>3 その他農林業に係る災害対策に関すること</u>																
	機関名称	事務又は業務の大綱																
	(略)	(略)																
	東濃保健所	(略)																
	P20	(4)～(6) (略) (7) 指定地方公共機関	(4)～(6) (略) (7) 指定地方行政機関															
	<table border="1"> <tr> <th>機関名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(社) 岐阜県エ ルピーガス協会 土岐支部瑞浪地 区会</td> <td> 1 ガス施設等の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設調査と災害復旧 </td> </tr> <tr> <td>東濃鉄道 <u>平和コーポレー ション</u></td> <td> 1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確 保 2 災害時の応急輸送対策 3 被災施設の調査及び復旧 </td> </tr> </table>	機関名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(社) 岐阜県エ ルピーガス協会 土岐支部瑞浪地 区会	1 ガス施設等の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設調査と災害復旧	東濃鉄道 <u>平和コーポレー ション</u>	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確 保 2 災害時の応急輸送対策 3 被災施設の調査及び復旧	<table border="1"> <tr> <th>機関名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(社) 岐阜県エ ルピーガス協会 土岐支部瑞浪地 区会</td> <td> 1 ガス施設等の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設調査と災害復旧 </td> </tr> <tr> <td>東濃鉄道 <u>(新規)</u></td> <td> 1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確 保 2 災害時の応急輸送対策 3 被災施設の調査及び復旧 </td> </tr> </table>	機関名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(社) 岐阜県エ ルピーガス協会 土岐支部瑞浪地 区会	1 ガス施設等の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設調査と災害復旧	東濃鉄道 <u>(新規)</u>	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確 保 2 災害時の応急輸送対策 3 被災施設の調査及び復旧
機関名称	事務又は業務の大綱																	
(略)	(略)																	
(社) 岐阜県エ ルピーガス協会 土岐支部瑞浪地 区会	1 ガス施設等の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設調査と災害復旧																	
東濃鉄道 <u>平和コーポレー ション</u>	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確 保 2 災害時の応急輸送対策 3 被災施設の調査及び復旧																	
機関名称	事務又は業務の大綱																	
(略)	(略)																	
(社) 岐阜県エ ルピーガス協会 土岐支部瑞浪地 区会	1 ガス施設等の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設調査と災害復旧																	
東濃鉄道 <u>(新規)</u>	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確 保 2 災害時の応急輸送対策 3 被災施設の調査及び復旧																	

《令和2年度》 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【マニュアル編】

修正箇所	修正案	現計画	備考
M3-04-04	M-19 M3-04-04 災害広報計画 風水害時の項、業務内容の欄 1-2-2 防災行政無線、防災ラジオ、 <u>防災・防犯「絆」メール、市公式LINE、市ホームページ</u> 、広報車、電話等を利用して、広報を実施する	M3-04-04 災害広報計画 風水害時の項、業務内容の欄 防災行政無線、防災ラジオ、 <u>絆メール、市ホームページ</u> 、広報車、電話等を利用して、広報を実施する	広報手段にLINEを追加

M3-06-07	M-35	M3-06-07 医療・助産計画				M3-06-07 医療・助産計画				
		部	班	業務内容	摘要	部	班	業務内容	摘要	
			6-3 消防署班 は、 <u>重症者</u> を 搬送する	6-3-1 重症者等を適切な 医療機関に搬送する 6-3-2 必要に応じてトリ アージを実施する			6-3 消防署班 は、 <u>重傷者</u> を 搬送する	6-3-1 重症者等を適切な 医療機関に搬送する 6-3-2 必要に応じてトリ アージを実施する		
M3-06-17a	M-48	M3-06-17a その他のり災者の保護計画 班の欄 社会福祉班、高齢福祉班、 <u>子育て支援班</u> は、取り残された要配慮 者の発見に努める。				M3-06-17a その他のり災者の保護計画 班の欄 社会福祉班、高齢福祉班、 <u>地域包括支援班</u> は、取り残された要配慮 者の発見に努める。				組織の変 更による 修正

《令和2年度》 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【資料編】

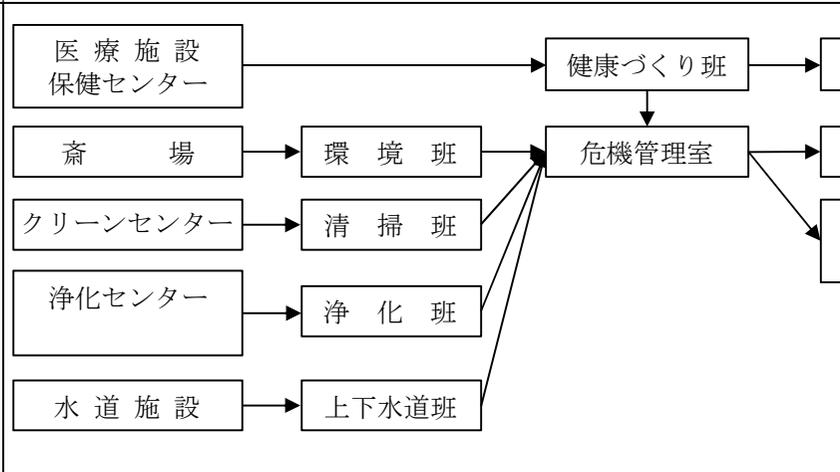
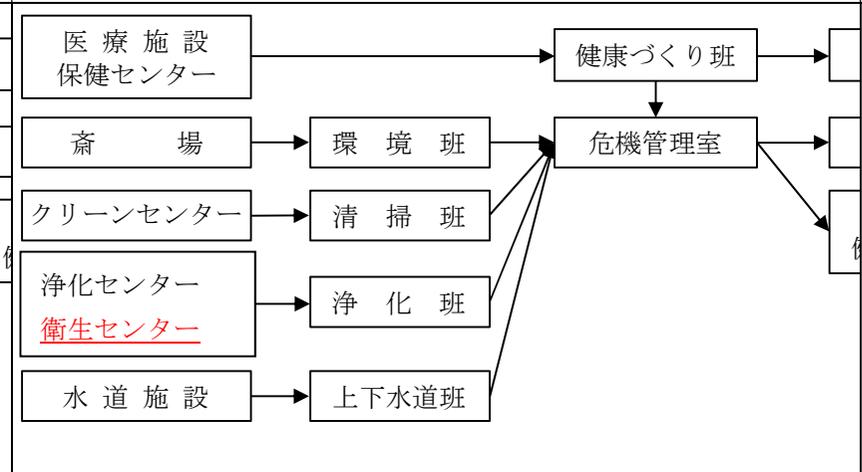
修正箇所		修正案	現計画	備考
目次	i	(略) S2-02-03-03 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設・・・S-32-2 S2-02-04-01 <u>地震後に緊急点検報告する農業用ダム・ため池一覧表</u> ・・・S-33-1 S2-07-01-01 消防力の現況・・・S-34 (略)	(略) S2-02-04-01 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設・・・S-32-2 S2-02-04-01 <u>老朽ため池等状況</u> ・・・S-33-1 S2-07-01-01 消防力の現況・・・S-34 (略)	
目次	ii	(略) S3-03-01-02 道路標識に明示する事項・・・S-70 S3-03-03-01 県防災ヘリコプター <u>支援</u> 要請・・・S-71 S3-03-03-02 ヘリコプター緊急離着陸場・・・S-72 (略)	(略) S3-03-01-02 道路標識に明示する事項・・・S-70 S3-03-03-01 県防災ヘリコプター <u>応援</u> 要請・・・S-71 S3-03-03-02 ヘリコプター緊急離着陸場・・・S-72 (略)	
S1-04-01-01	S-3	S1-04-01-01 岐阜県災害対策本部（県本部）・県支部組織表：令和 2年度 <u>*別紙1のとおり変更する。</u>	S1-04-01-01 岐阜県災害対策本部（県本部）・県支部組織表：平成 27年度	修正要旨 主な修正 内容（14）

S2-02-03-01	S-13	S2-02-03-01 土砂災害警戒区域一覧 <u>*別紙2のとおり変更する。</u>	S2-02-03-01 土砂災害警戒区域一覧	修正要旨 主な修正 内容 (15)																																																
S2-02-03-03	S-32-2	S2-02-03-03 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>心音ケアホーム瑞浪</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>第二ひまわりハウス</u></td> <td><u>瑞浪上野町3-7-1</u></td> <td>68-8715</td> <td>68-8715</td> </tr> <tr> <td>瑞浪市保健センター</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	(略)				心音ケアホーム瑞浪	(略)	(略)	(略)	<u>第二ひまわりハウス</u>	<u>瑞浪上野町3-7-1</u>	68-8715	68-8715	瑞浪市保健センター	(略)	(略)	(略)	(略)				S2-02-03-03 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>心音ケアホーム瑞浪</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>地域型保育事務所ジョイフルシーズ</u></td> <td><u>瑞浪市上野町3-3</u></td> <td>68-8715</td> <td>68-8715</td> </tr> <tr> <td>瑞浪市保健センター</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	(略)				心音ケアホーム瑞浪	(略)	(略)	(略)	<u>地域型保育事務所ジョイフルシーズ</u>	<u>瑞浪市上野町3-3</u>	68-8715	68-8715	瑞浪市保健センター	(略)	(略)	(略)	(略)				
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号																																																	
(略)																																																				
心音ケアホーム瑞浪	(略)	(略)	(略)																																																	
<u>第二ひまわりハウス</u>	<u>瑞浪上野町3-7-1</u>	68-8715	68-8715																																																	
瑞浪市保健センター	(略)	(略)	(略)																																																	
(略)																																																				
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号																																																	
(略)																																																				
心音ケアホーム瑞浪	(略)	(略)	(略)																																																	
<u>地域型保育事務所ジョイフルシーズ</u>	<u>瑞浪市上野町3-3</u>	68-8715	68-8715																																																	
瑞浪市保健センター	(略)	(略)	(略)																																																	
(略)																																																				
S2-02-04-01	S-33-1 S-33-2	S2-02-04-01 地震後に緊急点検報告する農業用ダム・ため池一覧表 <u>*別紙3のとおり変更する。</u>	S2-02-04-01 地震後に緊急点検報告する農業用ダム・ため池一覧表	修正要旨 主な修正 内容 (16)																																																
S2-07-01-01	S-35	(2) 消防団配置状況 <u>*別紙4のとおり変更する。</u>	(2) 消防団配置状況	修正要旨 主な修正 内容 (17)																																																
S2-07-01-01	S-36	(3) 消防水利の現況 <u>*別紙5のとおり変更する。</u>	(3) 消防水利の現況	修正要旨 主な修正 内容 (17)																																																

S2-13-01-01	S-41	S2-13-01-01 自主防災組織一覧 <u>*別紙6のとおり変更する。</u>	S2-13-01-01 自主防災組織一覧	修正要旨 主な修正 内容 (18)																																							
	S-42	S3-01-01-01 警報・注意報発表基準一覧表 <u>*別紙7のとおり変更する。</u>	S3-01-01-01 警報・注意報発表基準一覧表		修正要旨 主な修正 内容 (19)																																						
S3-02-01-08	S60	S3-02-01-08 災害時応援協定等一覧 (1) 国・県・市町村	S3-02-01-08 災害時応援協定等一覧 (1) 国・県・市町村	修正要旨 主な修正 内容 (20)																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定名</th> <th>協定先</th> <th>締結内容</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>越境避難に関する協定</td> <td>御嵩町</td> <td>越境避難地域の住民が当該自治体の避難施設を使用することについて</td> <td>平成29年9月28日</td> </tr> <tr> <td><u>10</u></td> <td><u>地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定</u></td> <td><u>国土交通省 国土地理院</u></td> <td><u>地理空間情報及び物品についての相互活用</u></td> <td><u>令和2年3月26日</u></td> </tr> </tbody> </table>			協定名	協定先	締結内容	締結年月日	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9	越境避難に関する協定	御嵩町	越境避難地域の住民が当該自治体の避難施設を使用することについて	平成29年9月28日	<u>10</u>	<u>地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定</u>	<u>国土交通省 国土地理院</u>	<u>地理空間情報及び物品についての相互活用</u>	<u>令和2年3月26日</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定名</th> <th>協定先</th> <th>締結内容</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>越境避難に関する協定</td> <td>御嵩町</td> <td>越境避難地域の住民が当該自治体の避難施設を使用することについて</td> <td>平成29年9月28日</td> </tr> </tbody> </table>		協定名	協定先	締結内容	締結年月日	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9	越境避難に関する協定	御嵩町	越境避難地域の住民が当該自治体の避難施設を使用することについて	平成29年9月28日				
		協定名	協定先		締結内容	締結年月日																																					
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)																																					
9	越境避難に関する協定	御嵩町	越境避難地域の住民が当該自治体の避難施設を使用することについて	平成29年9月28日																																							
<u>10</u>	<u>地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定</u>	<u>国土交通省 国土地理院</u>	<u>地理空間情報及び物品についての相互活用</u>	<u>令和2年3月26日</u>																																							
	協定名	協定先	締結内容	締結年月日																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
9	越境避難に関する協定	御嵩町	越境避難地域の住民が当該自治体の避難施設を使用することについて	平成29年9月28日																																							
S61	(2) 民間企業・団体	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定名</th> <th>協定先</th> <th>締結内容</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>(略)</td> <td><u>ピアゴ瑞浪店</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>災害時における応援協力に関する協定</td> <td>瑞浪市建設業協会</td> <td>災害の防止及び応急復旧工事活動の協力について</td> <td>平成16年2月23日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		協定名	協定先	締結内容	締結年月日	5	(略)	<u>ピアゴ瑞浪店</u>	(略)	(略)	6	災害時における応援協力に関する協定	瑞浪市建設業協会	災害の防止及び応急復旧工事活動の協力について	平成16年2月23日	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定名</th> <th>協定先</th> <th>締結内容</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>(略)</td> <td><u>ユニー瑞浪店</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>災害時における応援協力に関する協定</td> <td>瑞浪市建設業協会</td> <td>災害の防止及び応急復旧工事活動の協力について</td> <td>平成16年2月23日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		協定名	協定先	締結内容	締結年月日	5	(略)	<u>ユニー瑞浪店</u>	(略)	(略)	6	災害時における応援協力に関する協定	瑞浪市建設業協会	災害の防止及び応急復旧工事活動の協力について	平成16年2月23日	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			協定名	協定先	締結内容	締結年月日																																					
		5	(略)	<u>ピアゴ瑞浪店</u>	(略)	(略)																																					
6	災害時における応援協力に関する協定	瑞浪市建設業協会	災害の防止及び応急復旧工事活動の協力について	平成16年2月23日																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
	協定名	協定先	締結内容	締結年月日																																							
5	(略)	<u>ユニー瑞浪店</u>	(略)	(略)																																							
6	災害時における応援協力に関する協定	瑞浪市建設業協会	災害の防止及び応急復旧工事活動の協力について	平成16年2月23日																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							

S62-1		協定名	協定先	締結内容	締結年月日		協定名	協定先	締結内容	締結年月日
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	23	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	瑞陵ゴルフ倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日	23	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	瑞陵ゴルフ倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日
	24	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	<u>ゴルフ5カン</u> <u>トリーみずな</u> <u>みコース</u>	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日	24	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	<u>みずなみカン</u> <u>トリー倶楽部</u>	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日
	25	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	ベルフラワー カントリー倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日	25	災害時における一時的な避難場所としての使用に関する協定	ベルフラワー カントリー倶楽部	所有する施設の一部を地域住民の一時的な避難所として使用する	平成24年10月26日
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
S62-2		協定名	協定先	締結内容	締結年月日		協定名	協定先	締結内容	締結年月日
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	47	災害時等における要配慮者の輸送協力に関する協定	平和コーポレーション株式会社	災害時における要配慮者の福祉避難所等への輸送協力について	平成30年6月1日	47	災害時等における要配慮者の輸送協力に関する協定	平和コーポレーション株式会社	災害時における要配慮者の福祉避難所等への輸送協力について	平成30年6月1日

		48	大規模停電時における対応についての覚書	中部電力パワグリッド株式会社 多治見営業所	大規模停電発生時の対応について	平成30年12月20日		48	大規模停電時における対応についての覚書	中部電力____株式会社 多治見営業所	大規模停電発生時の対応について	平成30年12月20日	
		49	災害時等における支援協力に関する協定	司企業株式会社	災害時等における緊急物資輸送及び一時的な避難場所としての使用に関すること	令和元年7月8日							
S3-02-01-09	S63	S3-02-01-09 防災関係機関所在地・電話一覧 (1) 瑞浪市 (略)						S3-02-01-09 防災関係機関所在地・電話一覧 (1) 瑞浪市 (略)					
		(2) 岐阜県の機関						(2) 岐阜県の機関					
		機関名	所在地	電話	FAX	機関名	所在地	電話	FAX	機関名	所在地	電話	FAX
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		多治見土木事務所	多治見市上野町5-68-1 県防災行政無線番号	23-1111 530-2-320	25-7224 衛星携帯 090-7030-3666	多治見土木事務所	多治見市上野町5-68-1 県防災行政無線番号	23-1111 530-2-320	25-7224 衛星携帯 090-7030-3666	多治見土木事務所	多治見市上野町5-68-1 県防災行政無線番号	23-1111 530-2-320	25-7224 衛星携帯 090-7030-3666
		東濃農林事務所	多治見市上野町5-68-1 県防災行政無線番号	23-1111 530-2-286	23-9440	東濃農林事務所	多治見市上野町5-68-1 県防災行政無線番号	23-1111 530-2-286	23-9440	東濃農林事務所	多治見市上野町5-68-1 県防災行政無線番号	23-1111 530-2-286	23-9440
		県立多治見病院	多治見市前畑町5-161 県防災行政無線番号	22-5311 539-2	539-719	県立多治見病院	多治見市前畑町5-161 県防災行政無線番号	22-5311 539-2	539-719	県立多治見病院	多治見市前畑町5-161 県防災行政無線番号	22-5311 539-2	539-719
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(3) 国土交通省中部地方整備局						(3) 国土交通省中部地方整備局					
		機関名	所在地	電話	FAX	機関名	所在地	電話	FAX	機関名	所在地	電話	FAX
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
庄内川河川事務所 土岐川出張所	多治見市前畑町1-39-1	23-8505		庄内川河川事務所 土岐川出張所	多治見市前畑町1-39-1	23-8505		庄内川河川事務所 土岐川出張所	多治見市前畑町1-39-1	23-8505			
庄内川河川事務所	恵那市山岡町田代	0573-59-1565-21	0056	庄内川河川事務所	恵那市山岡町田代	0573-59-1565-21	0056	庄内川河川事務所	恵那市山岡町田代	0573-59-1565-21	0056		

	S64	<p><u>小里川ダム管</u> <u>理支所</u></p> <p>(6) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東濃鉄道株式会社</td> <td>多治見市栄町1-38</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>平和コーポレーシ</u> <u>ョン</u></td> <td><u>瑞浪市和合町2-</u> <u>216-2</u></td> <td><u>68-5175</u></td> <td><u>67-3058</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 公共団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>瑞浪市薬剤師会</td> <td>会長宅</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>陶都森林組合</u></td> <td><u>瑞浪市一色町 4-87</u></td> <td><u>68-3027</u></td> <td><u>68-4168</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話	FAX	東濃鉄道株式会社	多治見市栄町1-38	(略)	(略)	<u>平和コーポレーシ</u> <u>ョン</u>	<u>瑞浪市和合町2-</u> <u>216-2</u>	<u>68-5175</u>	<u>67-3058</u>	機関名	所在地	電話	FAX	(略)	(略)	(略)	(略)	瑞浪市薬剤師会	会長宅			<u>陶都森林組合</u>	<u>瑞浪市一色町 4-87</u>	<u>68-3027</u>	<u>68-4168</u>	<p>(6) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東濃鉄道株式会社</td> <td>多治見市栄町1-38</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 公共団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>瑞浪市薬剤師会</td> <td>会長宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話	FAX	東濃鉄道株式会社	多治見市栄町1-38	(略)	(略)	機関名	所在地	電話	FAX	(略)	(略)	(略)	(略)	瑞浪市薬剤師会	会長宅			
機関名	所在地	電話	FAX																																																	
東濃鉄道株式会社	多治見市栄町1-38	(略)	(略)																																																	
<u>平和コーポレーシ</u> <u>ョン</u>	<u>瑞浪市和合町2-</u> <u>216-2</u>	<u>68-5175</u>	<u>67-3058</u>																																																	
機関名	所在地	電話	FAX																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
瑞浪市薬剤師会	会長宅																																																			
<u>陶都森林組合</u>	<u>瑞浪市一色町 4-87</u>	<u>68-3027</u>	<u>68-4168</u>																																																	
機関名	所在地	電話	FAX																																																	
東濃鉄道株式会社	多治見市栄町1-38	(略)	(略)																																																	
機関名	所在地	電話	FAX																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
瑞浪市薬剤師会	会長宅																																																			
S3-04-01-01	S-73	<p>S3-04-01-01 地震情報の伝達系統図</p> <p>凡例</p> <p>◇: <u>防災・防犯「絆」メール、市公式LINE</u> (緊急地震速報は除く)</p>	<p>S3-04-01-01 地震情報の伝達系統図</p> <p>凡例</p> <p>◇: <u>絆メール</u> (緊急地震速報は除く)</p>																																																	
S3-04-01-12	S-83																																																			

S3-04-03-04	S-100	<p>S3-04-03-04非常災害時における瑞浪市と <u>中部電力パワーグリッド</u> (株) のホットライン <u>中部電力パワーグリッド</u> (株) 多治見営業所 【大規模災害の場合】 原則：震度5弱以上、暴風警報発令時</p> <p>総務グループ直通電話（防災担当） 平日8:30～17:10 TEL 23-5508 FAX 25-8217</p> <p>上記以外 TEL <u>080-6979-8162</u> FAX <u>24-2809</u></p> <p>【上記以外の場合】 <u>サービス課</u> TEL <u>080-6979-8162</u> FAX <u>24-2809</u></p>	<p>S3-04-03-04非常災害時における瑞浪市と <u>中部電力</u> のホットライン <u>中部電力</u> (株) 多治見営業所 【大規模災害の場合】 原則：震度5弱以上、暴風警報発令時</p> <p>総務グループ直通電話（防災担当） 平日8:30～17:10 TEL 23-5508 FAX 25-8217</p> <p>上記以外 TEL <u>0120-985-940</u> FAX <u>25-5957</u></p> <p>【上記以外の場合】 <u>営業課</u> <u>平日8:30～17:10 受付担当</u> <u>上記以外 当直者</u> TEL <u>0120-985-940</u> FAX <u>25-5957</u></p>																									
S3-04-04-02	S-110	<p>S3-04-04-02 対象機関別広報の手段</p> <table border="1" data-bbox="295 842 1115 1061"> <thead> <tr> <th>対象機関</th> <th>方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般住民、被災者</td> <td>広報車、市防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「<u>絆</u>」メール、<u>市公式LINE</u>、緊急速報メール(エリアメール)、広報紙、ホームページ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対象機関	方 法	(略)	(略)	一般住民、被災者	広報車、市防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「 <u>絆</u> 」メール、 <u>市公式LINE</u> 、緊急速報メール(エリアメール)、広報紙、ホームページ	(略)	(略)	<p>S3-04-04-02 対象機関別広報の手段</p> <table border="1" data-bbox="1142 842 1962 1061"> <thead> <tr> <th>対象機関</th> <th>方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般住民、被災者</td> <td>広報車、市防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「<u>絆メール</u>」、<u>緊急速報メール</u>(エリアメール)、広報紙、ホームページ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対象機関	方 法	(略)	(略)	一般住民、被災者	広報車、市防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「 <u>絆メール</u> 」、 <u>緊急速報メール</u> (エリアメール)、広報紙、ホームページ	(略)	(略)									
対象機関	方 法																											
(略)	(略)																											
一般住民、被災者	広報車、市防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「 <u>絆</u> 」メール、 <u>市公式LINE</u> 、緊急速報メール(エリアメール)、広報紙、ホームページ																											
(略)	(略)																											
対象機関	方 法																											
(略)	(略)																											
一般住民、被災者	広報車、市防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「 <u>絆メール</u> 」、 <u>緊急速報メール</u> (エリアメール)、広報紙、ホームページ																											
(略)	(略)																											
S3-04-04-04	S-111	<p>S3-04-04-04 広報手段と種別</p> <table border="1" data-bbox="295 1118 1115 1331"> <thead> <tr> <th>広報手段</th> <th>種 別</th> <th>特 色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>防災・防犯「絆」メール、市公式LINE</u></td> <td>避・生</td> <td>発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	広報手段	種 別	特 色	(略)	(略)	(略)	<u>防災・防犯「絆」メール、市公式LINE</u>	避・生	発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用	(略)	(略)	(略)	<p>S3-04-04-04 広報手段と種別</p> <table border="1" data-bbox="1142 1118 1962 1331"> <thead> <tr> <th>広報手段</th> <th>種 別</th> <th>特 色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>絆メール</u>、</td> <td>避・生</td> <td>発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	広報手段	種 別	特 色	(略)	(略)	(略)	<u>絆メール</u> 、	避・生	発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用	(略)	(略)	(略)	
広報手段	種 別	特 色																										
(略)	(略)	(略)																										
<u>防災・防犯「絆」メール、市公式LINE</u>	避・生	発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用																										
(略)	(略)	(略)																										
広報手段	種 別	特 色																										
(略)	(略)	(略)																										
<u>絆メール</u> 、	避・生	発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用																										
(略)	(略)	(略)																										

S3-05-03-02	S-116	S3-05-03-02 防災(水防)倉庫 物資・資機材備蓄状況 <u>*別紙8のとおり変更する。</u>	S3-05-03-02 防災(水防)倉庫 物資・資機材備蓄状況	修正要旨 主な修正 内容(21)																																																												
S3-06-02-05	S-134	S3-06-02-05 避難の周知徹底方法 (略) □防災・防犯「絆」メール、 <u>市公式LINE</u> ・市の登録制メールである「絆」メール <u>及び市公式LINE</u> により、市民への徹底にあたる。 (略)	S3-06-02-05 避難の周知徹底方法 (略) □防災・防犯「絆」メール ・市の登録制メールである「絆」メール_____により、市民への徹底にあたる。 (略)																																																													
S3-06-02-07	S-139	S3-06-02-07 瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所 (1)～(2) (略) (3) 民間避難所(災害時応援協定による) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>収容人員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>瑞陵ゴルフ倶楽部</td> <td>土岐町8263-1</td> <td>68-8888</td> <td>100</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>ゴルフ5カントリーみずなみコース</u></td> <td>釜戸町2383-1</td> <td>63-3800</td> <td>100</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ベルフラワーカントリー倶楽部</td> <td>日吉町8671-1</td> <td>64-2121</td> <td>100</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	収容人員	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	瑞陵ゴルフ倶楽部	土岐町8263-1	68-8888	100	(略)	<u>ゴルフ5カントリーみずなみコース</u>	釜戸町2383-1	63-3800	100	(略)	ベルフラワーカントリー倶楽部	日吉町8671-1	64-2121	100	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	S3-06-02-07 瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所 (1)～(2) (略) (3) 民間避難所(災害時応援協定による) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>収容人員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>瑞陵ゴルフ倶楽部</td> <td>土岐町8263-1</td> <td>68-8888</td> <td>100</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>みずなみカントリー倶楽部</u></td> <td>釜戸町2383-1</td> <td>63-3800</td> <td>100</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ベルフラワーカントリー倶楽部</td> <td>日吉町8671-1</td> <td>64-2121</td> <td>100</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	収容人員	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	瑞陵ゴルフ倶楽部	土岐町8263-1	68-8888	100	(略)	<u>みずなみカントリー倶楽部</u>	釜戸町2383-1	63-3800	100	(略)	ベルフラワーカントリー倶楽部	日吉町8671-1	64-2121	100	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
施設名	所在地	電話番号	収容人員	備考																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
瑞陵ゴルフ倶楽部	土岐町8263-1	68-8888	100	(略)																																																												
<u>ゴルフ5カントリーみずなみコース</u>	釜戸町2383-1	63-3800	100	(略)																																																												
ベルフラワーカントリー倶楽部	日吉町8671-1	64-2121	100	(略)																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
施設名	所在地	電話番号	収容人員	備考																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
瑞陵ゴルフ倶楽部	土岐町8263-1	68-8888	100	(略)																																																												
<u>みずなみカントリー倶楽部</u>	釜戸町2383-1	63-3800	100	(略)																																																												
ベルフラワーカントリー倶楽部	日吉町8671-1	64-2121	100	(略)																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
S3-06-07-02	S-157	S3-06-07-02 市内医療機関一覧 令和 <u>2</u> 年6月1日現在 (1) 病院 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>電話番号</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瑞浪病院</td> <td>寺河戸町1190-2</td> <td>加藤 慶二</td> <td>67-1221</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東濃厚生病院</td> <td>土岐町76-1</td> <td><u>安藤 修久</u></td> <td>68-4111</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大湫病院</td> <td>大湫町121</td> <td>江口 研</td> <td>63-2231</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目	瑞浪病院	寺河戸町1190-2	加藤 慶二	67-1221	(略)	東濃厚生病院	土岐町76-1	<u>安藤 修久</u>	68-4111	(略)	大湫病院	大湫町121	江口 研	63-2231	(略)	S3-06-07-02 市内医療機関一覧 平成 <u>元</u> 年6月1日現在 (1) 病院 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>電話番号</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瑞浪病院</td> <td>寺河戸町1190-2</td> <td>加藤 慶二</td> <td>67-1221</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東濃厚生病院</td> <td>土岐町76-1</td> <td><u>塚本 英人</u></td> <td>68-4111</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大湫病院</td> <td>大湫町121</td> <td>江口 研</td> <td>63-2231</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目	瑞浪病院	寺河戸町1190-2	加藤 慶二	67-1221	(略)	東濃厚生病院	土岐町76-1	<u>塚本 英人</u>	68-4111	(略)	大湫病院	大湫町121	江口 研	63-2231	(略)																					
名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目																																																												
瑞浪病院	寺河戸町1190-2	加藤 慶二	67-1221	(略)																																																												
東濃厚生病院	土岐町76-1	<u>安藤 修久</u>	68-4111	(略)																																																												
大湫病院	大湫町121	江口 研	63-2231	(略)																																																												
名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目																																																												
瑞浪病院	寺河戸町1190-2	加藤 慶二	67-1221	(略)																																																												
東濃厚生病院	土岐町76-1	<u>塚本 英人</u>	68-4111	(略)																																																												
大湫病院	大湫町121	江口 研	63-2231	(略)																																																												

		(2) 診療所					(2) 診療所				
		名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目	名称	所在地	管理者	電話番号	診療科目
		岩島医院	南小田町1-120	岩島 <u>康仁</u>	68-6116	(略)	岩島医院	南小田町1-120	岩島 <u>康敏</u>	68-6116	(略)
		かとう眼科クリニック	南小田町2-8	加藤 利博	66-0101	(略)	かとう眼科クリニック	南小田町2-8	加藤 利博	66-0101	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		石田医院	陶町猿爪1100-3	石田 康雄	65-2390	内 外	石田医院	陶町猿爪1100-3	石田 康雄	65-2390	(略)
		東濃クリニック	松ヶ瀬町2-57-1	福田 成司	66-2217	小 アレ 耳鼻咽	<u>西尾医院</u>	<u>陶町猿爪473-1</u>	<u>服部 侑子</u>	<u>65-2701</u>	<u>内 小</u>
		塚田レディースクリニック	北小田町2-296-3	塚田 英文	66-1103	産婦	東濃クリニック	松ヶ瀬町2-57-1	福田 成司	66-2217	小 アレ 耳鼻咽
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>菱田レディースクリニック</u>	<u>薬師町1-19-3</u>	<u>菱田 守彦</u>	<u>68-8686</u>	<u>産婦</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	塚田レディースクリニック	北小田町2-296-3	塚田 英文	66-1103	産婦
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
S3-06-07-02	S-158	(3) 歯科診療所				(3) 歯科診療所					
		名称	所在地	管理者	電話番号	名称	所在地	管理者	電話番号		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		佐々木歯科医院	土岐町52-2	佐々木 誠	68-3776	佐々木歯科医院	土岐町52-2	佐々木 誠	68-3776		
		土岐歯科医院	土岐町445	市川 <u>晶代</u>	68-2306	土岐歯科医院	土岐町445	市川 <u>義彦</u>	68-2306		
		森本歯科医院	土岐町70-9	森本 祐輔	67-1626	森本歯科医院	土岐町70-9	森本 祐輔	67-1626		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

S3-06-07-04	S-160	S3-06-07-04 岐阜県医師会災害医療救護隊土岐支部編成表 令和2年6月1日現在	S3-06-07-04 岐阜県医師会災害医療救護隊土岐支部編成表 令和元年6月1日現在												
		<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>予備班</td> <td>服部 侑子 65-2701 (略)</td> </tr> <tr> <td>收容班</td> <td>(收容)医療機関 東濃厚生病院 (安藤 修久) 68-4111 瑞浪病院 (加藤 慶二) 67-1221</td> </tr> </table>	(略)	(略)	予備班	服部 侑子 65-2701 (略)	收容班	(收容)医療機関 東濃厚生病院 (安藤 修久) 68-4111 瑞浪病院 (加藤 慶二) 67-1221	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>予備班</td> <td>服部 侑子 65-2701 (略)</td> </tr> <tr> <td>收容班</td> <td>(收容)医療機関 東濃厚生病院 (塚本 英人) 68-4111 瑞浪病院 (加藤 慶二) 67-1221</td> </tr> </table>	(略)	(略)	予備班	服部 侑子 65-2701 (略)	收容班	(收容)医療機関 東濃厚生病院 (塚本 英人) 68-4111 瑞浪病院 (加藤 慶二) 67-1221
(略)	(略)														
予備班	服部 侑子 65-2701 (略)														
收容班	(收容)医療機関 東濃厚生病院 (安藤 修久) 68-4111 瑞浪病院 (加藤 慶二) 67-1221														
(略)	(略)														
予備班	服部 侑子 65-2701 (略)														
收容班	(收容)医療機関 東濃厚生病院 (塚本 英人) 68-4111 瑞浪病院 (加藤 慶二) 67-1221														
S3-06-07-13	S-166	S3-06-07-13 トリアージの基準例 1の項 (略) 2の項 (略) 3の項、分類の欄 保留軽処置群(軽症群) (略) 4の項 (略)	S3-06-07-13 トリアージの基準例 1の項 (略) 2の項 (略) 3の項 保留軽処置群(軽傷群) (略) 4の項 (略)												
S3-04-01-12	S-179	S3-06-13-01 清掃班・浄化班の編成	S3-06-13-01 清掃班・浄化班の編成												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>清掃班 (ゴミ収集)</th> <th>浄化班 (し尿収集)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> 【市の保有車両】 バキューム車 (10 t) 1台 【委託業者の保有車両】 <u>バキューム車</u> (10 t) 1台 " (5 t) 1台 " (4 t) <u>4</u>台 " (3 t) <u>11</u>台 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	清掃班 (ゴミ収集)	浄化班 (し尿収集)	(略)	(略)	【市の保有車両】 バキューム車 (10 t) 1台 【委託業者の保有車両】 <u>バキューム車</u> (10 t) 1台 " (5 t) 1台 " (4 t) <u>4</u> 台 " (3 t) <u>11</u> 台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>清掃班 (ゴミ収集)</th> <th>浄化班 (し尿収集)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> 【市の保有車両】 バキューム車 (10 t) 1台 【委託業者の保有車両】 <u>バキューム車 (12.5 t) 1台</u> " (10 t) 1台 " (5 t) 1台 " (4 t) <u>1</u>台 " (3 t) <u>1</u>台 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	清掃班 (ゴミ収集)	浄化班 (し尿収集)	(略)	(略)	【市の保有車両】 バキューム車 (10 t) 1台 【委託業者の保有車両】 <u>バキューム車 (12.5 t) 1台</u> " (10 t) 1台 " (5 t) 1台 " (4 t) <u>1</u> 台 " (3 t) <u>1</u> 台
区分	清掃班 (ゴミ収集)	浄化班 (し尿収集)													
(略)	(略)	【市の保有車両】 バキューム車 (10 t) 1台 【委託業者の保有車両】 <u>バキューム車</u> (10 t) 1台 " (5 t) 1台 " (4 t) <u>4</u> 台 " (3 t) <u>11</u> 台													
区分	清掃班 (ゴミ収集)	浄化班 (し尿収集)													
(略)	(略)	【市の保有車両】 バキューム車 (10 t) 1台 【委託業者の保有車両】 <u>バキューム車 (12.5 t) 1台</u> " (10 t) 1台 " (5 t) 1台 " (4 t) <u>1</u> 台 " (3 t) <u>1</u> 台													

《令和2年度》 瑞浪市地域防災計画新旧対照表 【様式編】

修正箇所		修正案	現計画	備考																																			
様式 25号	F-28	様式25号 医療、衛生施設被害状況等報告書	様式25号 医療、衛生施設被害状況等報告書																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">医療施設</td> <td>病 院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診 療 所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆衛生</td> <td>クリーンセンター(塵芥処理施設)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>浄化センター(下水処理場)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		(略)	医療施設	病 院	(略)	診 療 所	(略)	その他 ()	(略)	計	(略)	公衆衛生	クリーンセンター(塵芥処理施設)	(略)	浄化センター(下水処理場)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">医療施設</td> <td>病 院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診 療 所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公衆衛生</td> <td><u>衛生センター(し尿処理場)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>クリーンセンター(塵芥処理施設)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>浄化センター(下水処理場)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		(略)	医療施設	病 院	(略)	診 療 所	(略)	その他 ()	(略)	計	(略)	公衆衛生	<u>衛生センター(し尿処理場)</u>	(略)	クリーンセンター(塵芥処理施設)	(略)	浄化センター(下水処理場)	(略)
区 分		(略)																																					
医療施設	病 院	(略)																																					
	診 療 所	(略)																																					
	その他 ()	(略)																																					
	計	(略)																																					
公衆衛生	クリーンセンター(塵芥処理施設)	(略)																																					
	浄化センター(下水処理場)	(略)																																					
区 分		(略)																																					
医療施設	病 院	(略)																																					
	診 療 所	(略)																																					
	その他 ()	(略)																																					
	計	(略)																																					
公衆衛生	<u>衛生センター(し尿処理場)</u>	(略)																																					
	クリーンセンター(塵芥処理施設)	(略)																																					
	浄化センター(下水処理場)	(略)																																					